



住まいの相続・終活セミナー & 個別無料相談会



予約制ではありません。直接会場にご来場ください。

2026年（令和8年）

3月20日（金・祝）

1部（セミナー）：
10時～
2部（相談会）：
11時30分～

対象者

今後空き家になる可能性のある建物の所有者、
相続・終活、成年後見等による空き家問題について関心ある方 など

タイムテーブル

1部 ≪セミナー≫定員 40名（先着順）
開 場 9時45分

「空き家をめぐるセミナー」10時～11時30分

- ①開会挨拶 東京都行政書士会
- ②「東大和市の空き家対策について」
東大和市まちづくり部都市づくり課
- ③セミナー「空き家と終活の問題について」講師：戸田 光昭
(東京都行政書士会空家対策特別委員会副委員長)
- ④セミナー「家とくらし：未来の代襲相続、
成年後見、遺言書について」講師：大野 敏美
(東京都行政書士会空家対策特別委員会委員)

2部 ≪個別無料相談会≫定員 12組
(30分/1組)

受付開始 11時20分（先着順）
相 談 会 11時30分～12時30分

会 場

東大和市中心中央公民館

東大和市中心中央3-926



- ・多摩都市モノレール「上北台」駅より徒歩15分
- ・都営バス・西武バス「東大和市役所入口」下車徒歩3分
- ・ちよこバス「東大和市役所」下車すぐ

お問い合わせ

東京都行政書士会

<https://www.tokyo-gyosei.or.jp/>

03-3477-2881

9:00～12:00 / 13:00～17:00（土・日・祝日除く）

≪共催≫

東京都行政書士会立川支部
東京都行政書士会空家対策特別委員会
東大和市

東京都行政書士会立川支部

[https/http://tachikawa-gyosei.com/service.html](https://http://tachikawa-gyosei.com/service.html)

無料相談会のお知らせ

立川支部では、定期的に各地域で無料相談会を実施しています。

いずれも事前の予約が必要ですのでご相談をご希望の方は、お電話でお申込みの上お越しください。

立川市—行政手続き相談

毎月第2火曜日
午前9時20分～12時
立川市役所3階 市民相談室
電話番号：042-528-4319

国立市—相続・遺言書き方相談

毎月第2金曜日
午前9時30分～12時
国立市役所1階 市民相談コーナー
電話番号：042-576-2111
(内191)

東大和市—行政手続き相談

毎月第2木曜日
午後1時～4時
東大和市役所4階 市民相談室
電話番号：042-563-2111
(内1413)

武蔵村山市—行政手続き相談

毎月第2水曜日
午後1時30分～4時
武蔵村山市役所4階 会議室
電話番号：042-565-1111
(内314)

たちかわ多文化共生センター 外国人(中国語)対象

毎月第1土曜日
午後1時～4時
立川市女性総合センター5階
電話番号：042-561-8214

東京都行政書士会 空家問題サポートセンター (空家対策特別委員会)

東京都行政書士会は、「空き家の利用・活用」に関する相談をお受けしております。

空き家に関する困りごとは、お気軽にご相談ください。

また、セミナー等も随時開催しておりますので、ぜひご参加ください。

相談窓口

東京都行政書士会市民相談センター

03-5489-2411

12:30～16:30

(土日祝祭日・年末年始等除く)

※東京都行政書士会は、平成30年度・平成31年度・令和2年度・令和4年度・令和5年度の「東京都空き家利活用等普及啓発・相談事業」の選定事業者です。まずは東京都行政書士会市民相談センターまでお電話ください。

次のような相談にお答えいたします

一人暮らしで持ち家を相続する人がいない。
どこかに寄付できないか？

高齢の親が認知症で施設入居することになった。
空き家になりそうな実家など財産管理はどうしよう？

親が亡くなったあと不動産の名義が親のままになっているが、どうしよう？

親の家を相続することになったが、住む予定はない。
何か活用できないか？

空き家を活用して民泊やカフェをしたいが開業の届けはどうするの？

空き家をリフォームして賃貸したいけど、費用が高額になりそうだからどうしよう？

上記内容は、行政書士が行っている業務のほんの一例です。
これら以外にも、様々な書類作成や手続きを行っておりますので、何かご不明な点がございましたら、お気軽に支部事務局までお問い合わせ下さい。